

常陸太田市水道事業物品調達等契約に係る指名停止等措置基準

（目的）

第1条 この基準は、常陸太田市水道事業における製造の請負、物品の購入及び役務の提供に係る契約の円滑かつ適正な執行を確保するため、常陸太田市物品調達の契約事務に関する規程（平成14年常陸太田市告示第38号）の規定に基づく資格審査を経た業者が、契約違反、贈賄、独占禁止法違反、談合行為又はその他の不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

（指名停止等の措置）

第2条 指名停止等の措置に関しては、常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成19年常陸太田市告示第71-2号。以下「指名停止等措置要領」という。）の例によるものとし、その審査は、指名停止等措置要領の規定に基づく常陸太田市物品調達等審査会に委任するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。